

井伊直弼と 開国150年祭

Ii Naosuke - Gateway to the future

市民創造事業の提案を募集します(1回目)

井伊直弼と開国150年祭市民創造事業について、今年度1回目の募集をします。

対象となる提案 井伊直弼と開国150年祭の基本理念である「新たな直弼像の発信」を実現するためにふさわしい内容で、井伊直弼や開国を切り口とした事業や、地域の活性化につながる事業

提案できる人 彦根市に事務所のある団体または彦根市に在任、在勤、在学している人が主な構成員となっているグループ、サークルなどで、提案した事業を遂行する能力を有する団体など。

募集する提案 現行の事業に市民創造事業を加えて実施することはできませんが、現行の事業・大会と内容が変わらず、単に名称の追加だけをした事業は応募することができません。また、応募者が事業の主体になることを前提にした提案に限ります。

提案の方法 「市民創造事業提案書」と「提案団体等調書」を同封実行委員会事務局(企画課内)に提出してください。

提出書類は、井伊直弼と開国150年祭ホームページ <http://www.nikone-150th.jp/> からダウンロードできます。

審査方法 予備審査後、実行委員会の理事で構成する提案審査委員会が、提案内容の実現の可能性、記念事業の理念、趣旨に沿っているかを中心に提案の採否を決定します。

審査結果の通知 提案の採否については、提案審査会終了後、速やかにすべての提案者に通知します。

提案内容の公表 採用された提案内容は、個人情報情報を除き、同祭のホームページなどで公表します。

提案事業への支援 採用された提案を実施するために必要な対象経費に対して、実行委員会から実施団体に1事業あたり上限25万円の支援を行います。

応募期限 4月30日(木)(必着)
審査結果通知 6月以降
応募・問い合わせ先 井伊直弼と開国1

50年祭実行委員会事務局(企画課内) ☎30-6141番、FAX22-1300番、Eメール mail@nikone-150th.jp

主催事業

今年度に行う主催事業について、詳しい内容は、5月ごろにお知らせしますが、4月から始まる事業について、紹介します。

『彦根少市民読本』の配布と『ひこね名所スタンプラリー』

彦根を中心とした地域の基本的な歴史の事柄、事跡、人物を紹介した約70ページで構成された、『彦根少市民読本』を製作し、市内小学4〜6年生を対象に配布します。

少市民とは、現在、社会を支えている大人と対比させて、これから社会を担う



▲配布される「彦根少市民読本」

彦根市役所の組織が一部変わります

市 人事課

彦根市では、新たな課題に適切に対応するため、4月1日から組織の一部を変更します。

危機管理室の新設

総合的な防災対策や新型インフルエンザ対策などの危機管理体制の充実、強化を図り、災害に強いまちづくりを推進するため、総務課内の防災・危機管理係に替えて、「危機管理室」を新設します。(市役所4階)

国・県事業対策室の新設

国道8号線バイパス、芹谷ダムなど国・県との調整などが必要となる業務を推進し、市民が安全で安心できる生活の確保、総合的な交通体系の確立を図るため、道路河川課内に「国・県事業対策室」を新設します。(市役所2階)

景観・まちなみ保全室の新設

歴史的建造物や彦根市固有のまちなみなどの環境を維持、向上させ、魅力と個性豊かな地域社会の実現を図るため、都市計画課内に「景観・まちなみ保全室」を新設します。(市役所2階)



文化振興室の新設

地域文化の創造・発信や伝統文化の継承、文化芸術活動や文化施設機能の充実を図るため、教育委員会事務局教育部生涯学習課内の文化振興係に替えて、生涯学習課内に「文化振興室」を新設します。(ひこね市文化プラザ内)

清掃センターの課の廃止

清掃センターの管理課および施設課の2課を廃止し、組織の機動性とスリム化を図ります。(清掃センター内)

健康管理課の名称変更

健康で活力ある社会の実現に向け、健康なまちづくりの推進を明確にするため、健康管理課の名称を「健康推進課」に変更します。(福祉保健センター1階)
問い合わせ先 市役所 30-6106番、FAX22-1300番

彦根市文化体育振興事業団の解散について

市教育委員会生涯学習課

彦根市文化体育振興事業団は、彦根市の100%出資法人として昭和53年の設立以来、30年にわたり、「文化の香り高いまち、若い力を育てるまちづくり」を実現するため、文化の向上と体育の普及・振興に努めてきました。

しかし、行財政改革や公益法人制度改正といった社会経済情勢の変化により、事業団を取り巻く環境も大きく変化しました。そして、それらに対応していくことは非常に困難であり、また、今日までの活動により、一定の目的を果たしたことから、3月31日をもって解散しました。

今後は清算法人として存続することになりますが、9月までに清算事務を終了する予定です。長年にわたり、「ご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。なお、事業団は解散しましたが、彦根市民体育センターは、彦根市教育委員会による直営で、また、ひこね市文化プラザは、新しい指定管理者(ひこね市文化プラザ運営共同事業体)により管理運営が行われています。両施設とも、市民の皆さんが気軽に利用でき、さらに継続し

平成21年度彦根市中小企業者緊急支援信用保証料補給制度

市 商工課

彦根市では、不況により売上等の減少を受けている中小企業者が、経営の安定を図るため緊急経済対策として、セーフティネット保証付き融資を利用した場合、滋賀県信用保証協会に対して支払う信用保証料の一部を補給する制度を実施しています。

なお、平成20年度分交付請求分については、早めに提出してください。

補給対象資金

▼平成20年10月31日以降に、中小企業信用保険法第2条第4項の規定に基づき、市町村長の認定を受けた信用保証協会の保証付融資であり、融資実行日が、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの資金

補給対象者

▼市内に住所を有する個人または、市内に本社がある法人
▼融資にかかる信用保証料を納付していること
▼市税を完納していること

補給金の額

補給対象資金にかかる保証料の平均月額額の24月分に相当する額の2分の1以内。

借入期間が24月未満の場合は、対象資金にかかる保証料の2分の1以内。ただし、補給対象となる融資額の上限は、平成20年度から通算して3,000万円(2つ以上の融資がある場合は合算した額)とします。

※今回の補給金を受けたあと、2年以内に繰上償還などによって、信用保証料の還付を受けた場合は、返還された保証料のうち補給の割合に相当する額を返還していただきます。

必要書類

交付申請書、交付請求書、情報の提供に関する同意書、融資等実行証明書、保証協会の発行する信用保証料計算書のコピー、市税の納税証明書
※融資等実行証明書は、金融機関で証明を受けてください。
提出・問い合わせ先 市役所 30-6106番、FAX22-1300番、FAX24-9076番